

第11章 廃棄物

廃棄物は、日常生活に伴って排出される一般廃棄物と、事業活動から生じる産業廃棄物に区分され、その処理については、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出業者処理責任の原則に基づき排出者自らの責任において、適正に処理することとなっています。

県内の事業所や家庭から排出される一般廃棄物は、昭和47年度の37万トンから、昭和63年度に40万トンに達してから増加が顕著になり、平成10年度に50万トンを超えたものの、資源ごみの分別収集や有料指定ごみ袋の導入が実施され始めた平成12年度以降減少傾向に転じ、平成14年度は49万1千トンとなっています。リサイクル率は11.3%となっており、9万トン程度が埋め立てられています。

県内52市町村のごみ焼却施設については、平成16年3月末現在で48市町村28施設が整備されており、残り4町村の整備促進を図っています。また、最終処分場については、32市町村25施設ありますが、しゃ水工などが適正に整備されているものは21町村13施設となっており、その他は不適正な処分場です。とりわけ、南部市町村には那覇市・南風原町以外に最終処分場がないこと等から、民間業者に埋立を委託しているところもあり、民間を含む整備済みの一般廃棄物最終処分場の残余容量がひっ迫しています。

また、事業活動に伴う産業廃棄物（動物ふん尿を除く）も、年間193万トン以上排出されており、一般廃棄物に比べてその資源化率は高いのですが、それでも24万トン程度が埋め立てられているものと推測されています。そのため、県内の管理型最終処分場の残余容量がひっ迫しています。

さらに、平成15年度までに県内に設置された浄化槽のうち合併処理浄化槽の占める割合は9%にとどまっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況です。

一方、浄化槽の適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽を設置するものとし、法定検査（7条検査）料金を払い込む前納制を導入したところ、設置時の水質検査等（7条検査）の受検率については、97.2%（全国平均84.4%）と大幅に向上しました。しかし、毎年1回の水質検査等（11条検査）の受検率については、2.9%（全国平均16.5%）とかなり低い状況にあります。

廃棄物は、経済活動や消費生活の拡大に伴って年々増大し多様化しており、その適正処理の確保が生活環境の保全を図る上でますます重要になってきているが、近年、最終処分場用地の確保難、処理困難物の出現等多くの課題をかかえています。

第1節 一般廃棄物

1 ごみ処理の状況

平成14年度末現在、計画処理区内で排出されるごみの量は、1日当たり1,336トン、そのうち1,331トン（100.0%）が計画収集され、5トン（0.4%）が自家処理されています。（表11-1）

収集されたごみ処理は、1,061トン（79.7%）がごみ処理施設で焼却処分され、102トン（7.7%）が埋立により処分されています。（表11-2）

図11 - 1 ごみ処理フローシート（平成14年度実績）

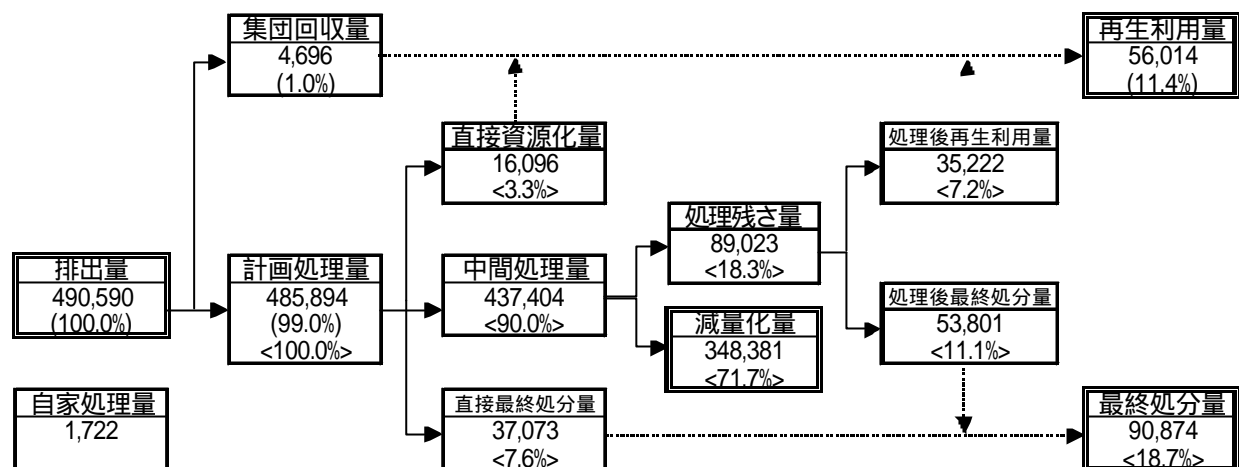


表11 - 1 ごみの排出量及び収集量の動向

区分 年度	総人口 (人)	計画処理 区域人口 (人)	総排出量 (トン/日)	計画収集量 (トン/日)	自家処理量 (トン/日)	備 考
平成 10	1,313,278	1,313,728	1,378	1,377 (99.9%)	1 (0.1%)	計画収集量に直接搬入量を含む
11	1,324,987	1,324,987	1,386	1,385 (99.9%)	1 (0.1%)	
12	1,337,443	1,333,766	1,373	1,373 (100.0%)	0 (0.0%)	
13	1,345,849	1,342,121	1,337	1,337 (100.0%)	1 (0.0%)	
14	1,355,926	1,352,164	1,336	1,331 (99.6%)	5 (0.4%)	

表11 - 2 ごみの処理状況の動向

区分 年度	計画収集量 (トン/日)	焼却処理 (トン/日)	埋 立 (トン/日)	その他 (トン/日)	備 考
平成 10	1,377	971 (70.5%)	276 (20.0%)	130 (9.4%)	計画収集量に直接搬入量を含む
11	1,385	967 (69.8%)	281 (20.3%)	137 (9.9%)	
12	1,373	1,003 (73.1%)	191 (13.9%)	171 (12.5%)	
13	1,337	1,054 (78.9%)	115 (8.6%)	178 (13.3%)	
14	1,331	1,061 (79.7%)	102 (7.6%)	181 (13.6%)	

2 し尿処理の状況

平成14年度における県内計画処理区域内のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり378キロリットル、そのうち376キロリットルが計画収集され、2キロリットルが自家処理されています。(表11 - 3)

計画収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、310キロリットル(82.7%)がし尿処理施設等(下水道投入を含む)で衛生処理され、38キロリットル(10.1%)が海洋に投入されています。(表11 - 4)

表11 - 3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量及び収集の動向

区分 年度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	総排出量 (kl / 日)	計画収集量 (kl / 日)	自家処理量 (kl / 日)	備 考
平成10	1,313,278	676,635	360	349 (96.9%)	11 (3.1%)	計画収集量に直接搬入量を含む
11	1,324,987	668,551	359	347 (96.7%)	12 (3.3%)	
12	1,337,443	687,988	374	369 (98.7%)	5 (1.3%)	
13	1,345,849	687,043	391	386 (98.8%)	5 (1.2%)	
14	1,355,926	658,435	378	376 (99.5%)	2 (0.5%)	

表11 - 4 収集し尿の処理状況

区分 年度	収集量 (kl / 日)	処理施設 (kl / 日)	下水道投入 (kl / 日)	海洋投入 (kl / 日)	農村還元 (kl / 日)	その他 (kl / 日)	備 考
平成10	348	255 (73.3%)	15 (4.3%)	56 (16.1%)	21 (6.0%)	1 (0.3%)	計画収集量に直接搬入量を含む
11	349	263 (75.4%)	16 (4.6%)	48 (13.8%)	20 (5.7%)	2 (0.6%)	
12	369	285 (77.2%)	19 (5.1%)	47 (12.7%)	16 (4.3%)	2 (0.5%)	
13	387	293 (75.6%)	17 (4.4%)	41 (10.7%)	34 (8.9%)	1 (0.3%)	
14	375	291 (77.6%)	19 (5.1%)	38 (10.1%)	18 (4.8%)	9 (2.4%)	

第2節 産業廃棄物

1 発生する産業廃棄物の概要

産業廃棄物の種類は、表11 - 5 に示すとおりであります。

県内の産業廃棄物発生量2,148千トン(動物のふん尿を除く)を業種別、種類別の状況を見ると、表11 - 6 に示すとおりであります。

電機・水道業が918千トン(42.7%)で最も多く、次いで建設業が781千トン(36.4%)、製造業が401千トン(18.7%)となっており、これら3業種で発生量の97.8%を占めています。

排出量を業種別にみると、電機・水道業が835千トン(43.1%)で最も多く、次いで建設業が780千トン(40.2%)、製造業が276千トン(14.2%)になっており、これら3業種で排出量の97.5%を占めています。

表11 - 5 産業廃棄物の種類

産 業 廃 棄 物	1 燃 え が ら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ
	2 汚 泥	工場排出などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物生原料使用工場の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかすなど
	3 廃 油	鉱物生油、動植物生油、濁膏油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジなど
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類など、すべての酸性廃液
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃 プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
	7 紙 く ず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず
	8 木 く ず	建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)木材または木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、パーク類
	9 織 維 く ず	衣服やその他の繊維製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	10 動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣のあらなど
	11 動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	13 金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	14 ガラスくず、コンクリートくず(工作物以外)、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずなど
	15 鉱 さ い	高炉、平炉、電気炉などの溶解炉のかす、キューボラのノ口、ボタ、不良石炭、粉灰かすなど
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	17 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
	18 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、または汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、上記7に掲げるものでPCBが塗布された紙くず、もしくは上記12に掲げるものでPCBが付着し、または、封入された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであった、集じん施設によって集められたもの
	20 そ の 他	燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類または上記1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃 油	産業廃棄物である揮発油、灯油類、軽油類
	廃 酸	pH2.0以下の酸性廃液
	廃 アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液
	感 染 性 廃 棄 物	医療機関等から排出された感染のおそれのある産業廃棄物(汚泥、廃油、廃プラ、金属くず、ガラスくず他)
	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物 廃 P C B 等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	P C B 汚 染 物	PCBが塗布された紙くず、PCBが付着または封入された廃プラスチック類もしくは金属くず
廃 石 綿 等	建設物から除去された飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、及びその除去工事中から排出するプラスチックシートなどの石綿が付着している恐れのあるもの。大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など	
そ の 他	政令で定める有害物質の判定基準を超えるもの	

引火点70 未満のもの

表11 - 6 平成15年度産業廃棄物の業種別・種類別発生量（動物ふん尿を除く）

(単位：千t/年)

種類	業種別																																		
	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	食品	繊維	衣服	木材	家具	出版・印刷	化学	石油・石炭	プラスチック	ゴム	皮革	窯業・土石	鉄業	非金属	金	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械	武器製造業	その他	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	金融・保険	不動産業	サービス業	公務
合計	2,148	4	0	0	781	401	219	29	0	0	14	3	1	2	0	79	44	1	5	3	0	0	0	0	0	0	918	8	24	0	0	11	0		
燃え殻	10					0	0	0			0																9								
汚泥	827				27	86	23	7					10	1	0			44	0	0	0	0	0	0	0		711	3	0					1	
有機性汚泥	654					40	23	7				10						0	0	0	0	0	0	0	0		613	0						1	
無機性汚泥	173				27	45	0	0						1	0			44	0	0	0	0	0	0	0		98	2	0					0	
廃油	11				0	0	1	0	0				0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	6	0				2	
一般廃油	10				0	0	1	0	0				0	0				0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	6	0				2	
廃溶剤	0					0																													0
固形油	0					0																						0							0
油でい	1					0	0							0	0													0	1	0					0
油付着物類	0					0	0	0						0	0													0							0
廃酸	1					0	0	0					0								0														0
廃アルカリ	1					1	0						0	1																					0
廃プラスチック類	17	2			4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	3	0	
廃プラスチック	12	2			3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0		
廃タイヤ	5				0	0									0													0	3					2	
紙くず	9				3	6						4	2																						
木くず	41				40	1				0	1																								
繊維くず	0				0																														0
動植物性残さ	212				212	191	21																												
動物系固形不要物	2					1	1																												0
ゴムくず	0				0	0	0																												0
金属くず	31			0	0	11	14	0	0			0	0	0	0	0	0	0	8		2	3					0	0	0	1	2	0	0	3	0
ガラスくず及び陶磁器くず	33				12	19	0	0										18		0	0							0	0	0	0	0	0	1	
鋳さい	36					36													36	0	0														0
がれき類	706				684	17	0	0			0					16			1		0							0	4						0
コンクリート片	425				409	12	0									12					0							0	4						
廃アスファルト	249				244	4										4																			
その他	32				31	1	0				0									1															0
ばいじん	201					3	3												1									197							
動物のふん尿																																			
動物の死体	2	2																																	
その他産業廃棄物	10					0							0																						9
シュレッダーダスト	9																																		9
感染性廃棄物	1					0							0																						1

備考 「0」：1t以上、千t未満の値

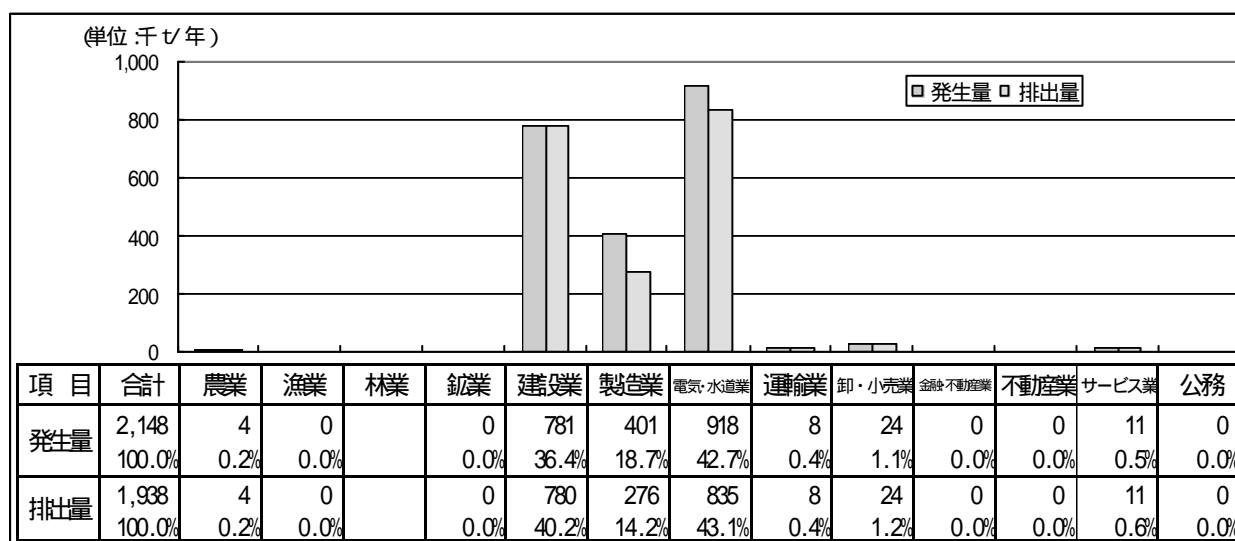


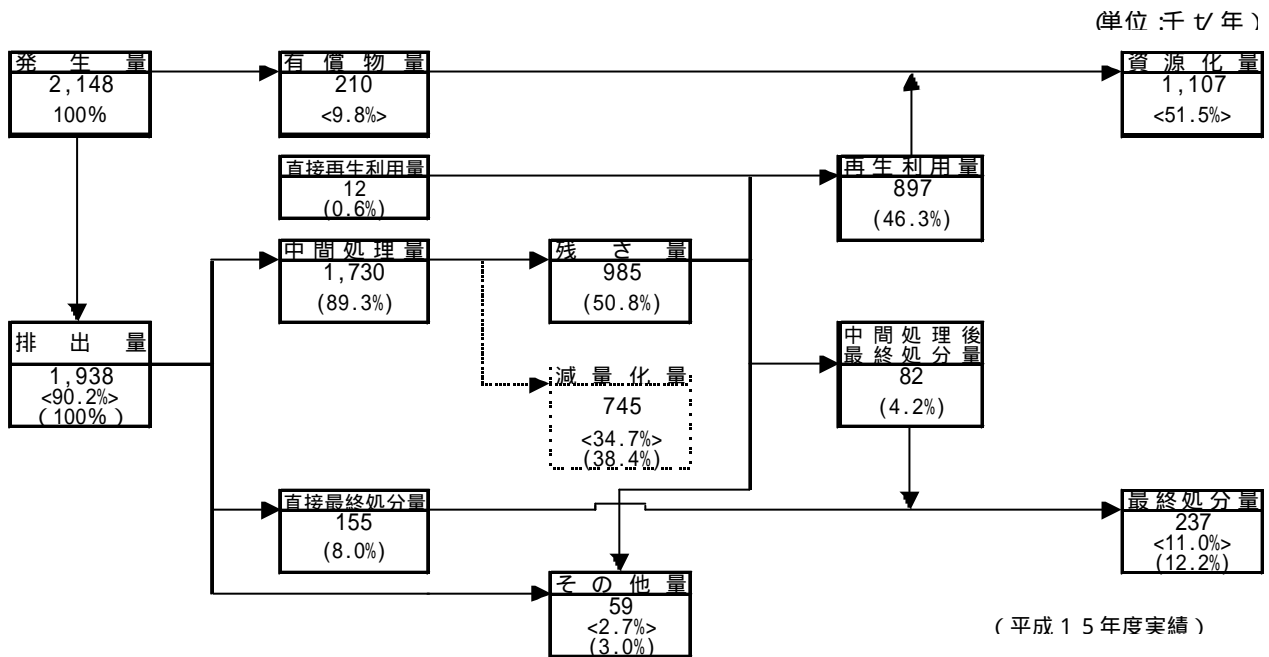
図11 - 2 平成15年度産業廃棄物の業種別の発生量、排出量（動物のふん尿を除く）

2 産業廃棄物の処理・処分状況

本県における産業廃棄物の排出量（動物ふん尿を除く）は平成15年度で193万8千トンとなっており、そのうち脱水や焼却等の処理によって38.4%減量化され、89万7千トン（46.3%）が再生利用、23万7千トン（12.2%）が最終処分されています。

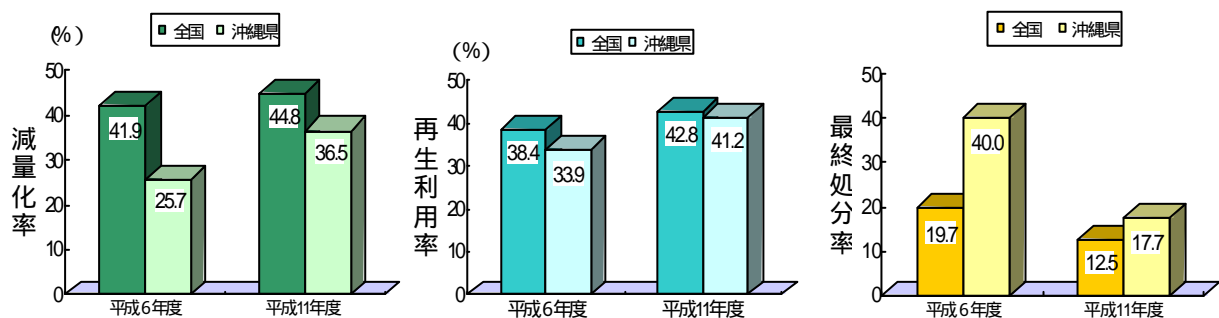
前回調査した平成11年度と比較すると、発生量は1.0%、排出量は0.5%とわずかながらも減少している。

図11-3 産業廃棄物処理・処分フロー



注1) は発生量に対する割合、()は排出量に対する割合を示す。

注2) 図中の%表示については四捨五入しているため、総数と個々の数値の合計が一致しないものがある。



第3節 廃棄物・リサイクル対策

1 沖縄県廃棄物処理計画の推進

平成12年6月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、新たに同法第5条の3において、都道府県は、環境大臣が定める基本方針に即して、これまでの産業廃棄物処理計画から一般廃棄物を包含する当該都道府県の区域内における廃棄物の減量及び適正処理に関する総合的な施策を定めた「廃棄物処理計画」を定めなければならないと規定されました。

このため、県では、平成13年度に生活環境の保全を図るとともに、環境の負荷が少ない循環型社会の実現に資することを目的として、平成13年度から平成17年度までを計画期間とする「沖縄県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化目標を設定し、廃棄物の減量化及び適正処理に関する施策を掲げております。

また、同計画の推進及び進行管理を図るため、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」や庁内関係課で構成する「沖縄県廃棄物適正処理推進連絡会議」において、各分野における取組み状況の点検・評価に努めているところです。

(1) 一般廃棄物(ごみ)の減量化目標

一般廃棄物減量化目標

平成17年度

排出量を現状(平成9年度)に対し3%削減する。

再生利用量を排出量の17%とする。

最終処分量を排出量の22%とする。

<参考> 平成22年度

排出量を国の目標と同様に平成9年度に対し5%削減する。

再生利用量を排出量の24%とする。

最終処分量を排出量の13%とする。

(単位:千t/年、下段()内はg/人・日)

	平成9年度 (基準年度)	平成14年度 (現状)	平成17年度 (目標年度)	平成22年度 (参考)
排出量	499 (1,038)	491 (985)	484 (975)	474 (940)
再生利用量	29(5.8%)	56(11.4%)	82(17%)	114(24%)
中間処理による減量	290(58.1%)	348(71.7%)	296(61%)	298(63%)
最終処分量	180(36.1%)	91(18.7%)	106(22%)	62(13%)

(2) 産業廃棄物の減量化目標

産業廃棄物減量化目標

平成17年度

排出量の増加を現状（平成9年度）に対し6%以下に抑制する。

再生利用量を排出量の45%とする。

最終処分量を排出量の13%とする。

<参考> 平成22年度

排出量を国の目標と同様に平成9年度に対し6%削減する。

再生利用量を排出量の47%とする。

最終処分量を排出量の10%とする。

(単位：千t/年)

	平成9年度 (基準年度)	平成15年度 (現状)	平成17年度 (目標年度)	平成22年度 (参考)
排出量	2,071	1,938	2,188	2,183
再生利用量	791(38.2%)	897(46.3%)	979(45%)	1,021(47%)
中間処理による減量	743(35.9%)	745(38.4%)	797(36%)	845(39%)
最終処分量	423(20.4%)	237(12.2%)	295(13%)	214(10%)

注1) 平成9年度値(推計値)は、平成6年度、平成11年度の実態調査を基に補完した。

注2) 「その他量」を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

(3) 廃棄物の減量化及び適正処理に関する施策

廃棄物の減量化に関する施策

- 1 普及啓発活動の推進
- 2 効果的なネットワークの形成
- 3 リサイクルの促進
- 4 環境産業の育成
- 5 経済的手法導入の検討

廃棄物の適正処理に関する施策

- 1 ごみの適正処理対策
- 2 生活排水処理対策
- 3 特別管理廃棄物対策
- 4 PCB廃棄物処理対策
- 5 公共関与事業のあり方
- 6 ダイオキシン類対策
- 7 不適正処理対策
- 8 米軍基地の廃棄物対策
- 9 散乱ごみ対策

2 一般廃棄物に関する対策

(1) 放置自動車対策事業

本県は日本で唯一鉄軌道がないため自動車に対する依存度が高く、また県民の自動車保有台数の約7割が中古車という状況であり、放置自動車の発生率が高くなっております。

空き地や道路沿い等に放置されている使用済自動車については、市町村条例の制定など放置自動車の再発防止策を前提として、廃棄物処理法に基づき市町村長が行政代執行として撤去・処分する事業について補助することにより、離島の生活環境や自然景観を保全することを目的に放置自動車対策事業を平成13年度、平成14年度に実施しました。

平成13年度は、平良市、石垣市など23市町村において、10,882台の放置自動車を撤去し、平成14年度は、国頭村等38市町村において5,801台を撤去しております。

県としては、今後の放置自動車の発生防止を図るため、市町村、保健所、警察等の関係機関が連携した合同パトロールを実施するとともに、市町村に対し、放置自動車の所有者に対する撤去指導の実施など、発生防止に関する条例の効果的な運用を図るよう指導していきたいと考えております。

表11 - 7 平成14年度放置自動車処分事業実績報告

(単位:円)

番号	市町村名	台数	国・県補助額	市町村費	撤去費
1	国頭村	92	2,347,000	283,490	2,630,490
2	大宜味村	23	507,000	57,130	564,130
3	東村	117	1,773,000	430,030	2,203,030
4	今帰仁村	462	7,870,000	875,450	8,745,450
5	本部町	147	2,917,000	324,350	3,241,350
6	名護市	636	11,700,000	1,338,000	13,038,000
7	恩納村	178	3,509,000	1,861,250	5,370,250
8	宜野座村	118	2,336,000	260,280	2,596,280
9	金武町	57	875,000	97,300	972,300
10	石川市	122	1,933,000	225,500	2,158,500
11	与那城町	173	1,851,000	206,540	2,057,540
12	勝連町	96	860,000	133,540	993,540
13	具志川市	60	790,000	243,180	1,033,180
14	沖縄市	430	4,655,000	517,900	5,172,900
15	読谷村	150	1,667,000	226,540	1,893,540
16	北谷町	65	1,079,000	120,835	1,199,835
17	北中城村	38	556,000	62,040	618,040
18	中城村	25	465,000	75,000	540,000
19	宜野湾市	67	954,000	106,878	1,060,878
20	西原町	34	540,000	106,810	646,810
21	浦添市	85	1,471,000	163,970	1,634,970
22	那覇市	153	2,424,000	271,896	2,695,896
23	豊見城市	28	511,000	57,500	568,500
24	糸満市	107	2,226,000	248,040	2,474,040
25	東風平町	13	177,000	27,942	204,942
26	具志頭村	62	864,000	126,505	990,505
27	玉城村	20	347,000	147,373	494,373
28	知念村	148	2,349,000	329,909	2,678,909
29	佐敷町	78	1,343,000	157,639	1,500,639
30	与那原町	60	968,000	108,855	1,076,855
31	大里村	5	57,000	7,000	64,000
32	南風原町	7	146,000	16,900	162,900
	小計	3,856	62,067,000	9,215,572	71,282,572
33	伊是名村	200	4,063,000	452,000	4,515,000
34	久米島町	961	13,918,000	1,974,538	15,892,538
35	平良市	11	384,000	43,224	427,224
36	伊良部町	542	10,618,000	1,180,661	11,798,661
37	石垣市	31	874,000	107,225	981,225
38	竹富町	200	6,762,000	1,103,000	7,865,000
	小計	1,945	36,619,000	4,860,648	41,479,648
		5,801	98,686,000	14,076,220	112,762,220

(2) 一般廃棄物処理施設の整備促進

平成16年3月末現在の整備状況は、稼働中のごみ焼却施設が28施設(1,543t/日)、粗大ごみ処理施設が8施設(163t/日)、最終処分場(国庫補助施設のみ)が13施設、再生利用施設(国庫補助施設のみ)が13施設整備されています。

平成16年3月末現在の整備状況は、第13表のとおり、し尿処理施設は12施設(508kl/日)整備されています。(表11-8 ~ 11-12)

表11 - 8 ごみ焼却施設整備状況

平成16年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模(t/日)	処理方式	着工年月 竣工年月	総事業費 (千円)	備考
	所在地					
1 倉浜衛生施設組合 (第2工場)	沖縄市、宜野湾市、北谷町	100	准連続	S49.10	984,282	
	沖縄市倉敷152	50 t/ 16h x 2 炉	S51.3			
2 中部北環境施設組合 (具志川工場)	具志川市	57	機械化A`ツ	S50.6	643,528	
	具志川市字栄野比1211	28.5 t/ 8h x 2 炉	S51.3			
3 宮古清掃施設組合	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町	60	准連続	S51.9	492,044	
	平良市字西仲宗根565-1	30 t/ 16h x 2 基	S52.7			
4 名護市	名護市	40	機械化A`ツ	S51.11	672,700	
	名護市字宇茂佐1710-3	20 t/ 8h x 2 基	S52.12			
5 中部北環境施設組合 (東西工場)	石川市、恩納村	40	機械化A`ツ	S52.8	526,420	
	石川市字伊波1553-29	20 t/ 8h x 2 基	S54.3			
6 島尻消防清掃組合	知念村、玉城村、大里村、東風平町、具志頭村	40	機械化A`ツ	S51.8	600,653	防衛施設庁予算
	玉城村字奥武宇和城原996	20 t/ 8h x 2 炉	S55.3			
7 中部北環境施設組合 (与勝工場)	与那原町、勝連町	30	機械化A`ツ	S52.2	453,285	防衛施設庁予算
	勝連町字内間2675-1	15 t/ 8h x 2 基	S55.3			
8 那覇市	那覇市、南風原町	300	全連続	S54.9	3,515,978	
	南風原町字新川641	150 t/ 24h x 2 基	S57.1			
9 倉浜衛生施設組合 (第3工場)	沖縄市、宜野湾市、北谷町	120	准連続	S55.10	1,840,271	
	沖縄市倉敷152	60 t/ 16h x 2 炉	S57.3			
10 浦添市	浦添市	150	全連続	S55.10	2,349,961	
	浦添市字勢理客555-25	75 t/ 24h x 2 基	S57.12			
11 国頭村	国頭村	15	機械化A`ツ	S57.9	348,757	
	国頭村字辺土名山地名原479-1外13	7.5 t/ 8h x 2 基	S58.3			
12 東部清掃施設組合	西原町、与那原町、佐敷町	90	准連続	S58.4	1,938,501	
	与那原町字板良敷1612	45 t/ 16h x 2 炉	S60.3			
13 金武地区消防清掃組合	金武町、宜野座村	20	機械化A`ツ	S59.2	386,956	
	宜野座村字漢那2536-23	10 t/ 8h x 2 基	S60.12			
14 久米島町	久米島町	20	機械化A`ツ	S63.10	504,952	
	久米島町字阿嘉297-133	10 t/ 8h x 2 基	H2.3			
15 石垣市	石垣市	80	准連続	H7.3	2,829,941	
	石垣市字平得大俣1273-439	40 t/ 16h x 2 炉	H9.10			
16 本部町今帰仁村清掃 施設組合	本部町、今帰仁村	40	機械化A`ツ	H7.9	999,499	
	本部町字北里182	20 t/ 8h x 2 炉	H10.3			
17 糸満市豊見城市清掃 施設組合	糸満市、豊見城市	200	全連続	H7.12	9,179,278	
	糸満市字東里74-1	100 t/ 24h x 2 炉	H10.3			
18 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	70	准連続	H7.2	2,887,221	
	嘉手納町字久得242-1	35 t/ 16h x 2 炉	H10.3			
19 座間味村	座間味村(阿嘉島)	3	機械化A`ツ	H9.4	344,400	
	座間味村阿嘉島地内	3 t/ 8h x 1 炉	H10.3			
20 渡嘉敷村	渡嘉敷村	4	機械化A`ツ	H10.9	686,368	
	渡嘉敷村字渡嘉敷1845	4 t/ 8h x 1 炉	H11.7			
21 南大東村	南大東村	3	機械化A`ツ	H10.12	534,601	
	南大東村字池之沢1-1	3 t/ 8h x 1 炉	H12.5			
22 多良間村	多良間村	3	機械化A`ツ	H11.9	566,230	
	多良間村字仲筋1624-2	3 t/ 8h x 1 炉	H12.5			
23 北大東村	北大東村	2	機械化A`ツ	H12.12	609,175	
	北大東村字南211-1	2 t/ 8h x 1 炉	H14.3			
24 渡名喜村	渡名喜村	2	ガス化溶融	H14.3	678,300	
	渡名喜村高田地内	2 t/ 8h x 1 炉	H15.3			
25 中城村北中城村清掃 事務組合	中城村、北中城村	40	全連続	H12.12	5,880,000	防衛施設庁予算
	中城村字伊舎堂当原787外	20 t/ 24h x 2 基	H15.5			
26 座間味村	座間味村	4	ガス化溶融	H14.12	884,450	
	座間味村字座間味牧治地内	4 t/ 8h x 1 炉	H15.8			
27 伊江村	伊江村	7	機械化A`ツ	H14.10	1,023,000	防衛施設庁予算
	伊江村字東江上力夕原2788外	7 t/ 8h x 1 炉	H16.2			
28 粟国村	粟国村	3	機械化A`ツ	H15.6	646,800	
	粟国村草戸原2334	3 t/ 8h x 1 炉	H16.3			
合計	48市町村	1,543 t/日			43,007,550	

表11 - 9 粗大ごみ処理施設整備状況

平成16年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (t/日)	処理 方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 倉浜衛生施設組合 (第2工場)	沖繩市、宜野湾市、 北谷町	25	併用	984,282	S49.10	S51.3	
2 那覇市	那覇市、南風原町	25	破碎	3,515,978	S54.9	S56.12	
3 倉浜衛生施設組合 (第3工場)	沖繩市、宜野湾市、 北谷町	25	併用	1,840,271	S55.10	S57.3	
4 浦添市	浦添市	25	破碎	2,349,961	S55.9	S57.12	
5 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	13	併用	666,672	H7.2	H10.3	
6 本部町今帰仁村清掃 施設組合	本部町、今帰仁村	15	併用	330,969	H7.9	H10.3	
7 糸満市・豊見城市清掃 施設組合	糸満市、豊見城市	30	併用	1,862,782	H7.12	H10.3	
8 名護市	名護市	5	併用	426,570	H10.10	H11.3	
合計	13市町村	163		11,977,485			

処理方式の併用とは、粗大ごみの破碎と圧縮の両方の処理を行うこと。

表11 - 10 一般廃棄物最終処分場整備状況

平成16年3月末現在

実施主体	構成市町村	埋立 開始 年月	終了 予定 年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	平成14年度末(推計)		総事業費 (千円)
						残余容量(m ³)	残余年数(年)	
1 読谷村	読谷村、嘉手納町	S60.4	H3.9	25,400	232,000	101,403	33.8	185,630
2 恩納村	恩納村、具志川市、石川市、 与那城町、勝連町	H3.5	H22.3	12,300	100,000	50,890	6.3	583,220
3 伊江村	伊江村	H3.4	H13.3	25,382	63,000	30,753	8.8	160,734
4 那覇市	那覇市、南風原町	H5.4	H15.3	46,000	900,000	142,018	2.3	1,949,821
5 宮古清掃施設組合(平良)	平良市、城辺町、下地町、 上野村、伊良部町	H6.6	H21.3	10,600	81,000	59,642	18.9	893,114
6 名護市	名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	34,271	2.3	1,148,470
7 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、 北谷町	H9.2	H22.3	38,000	400,000	340,017	25.6	2,738,582
8 宮古清掃施設組合(川満)	平良市、城辺町、下地町、 上野村、伊良部町	H9.3	H28.3	7,000	52,000	36,263	34.0	906,400
9 石垣市	石垣市	H11.2	H26.3	15,200	140,000	105,061	9.8	2,224,183
10 粟国村	粟国村	H11.3	H26.3	6,000	15,000	11,965	12.0	580,670
11 渡嘉敷村	渡嘉敷村	H14.2	H34.1	3,000	15,000	14,900	20	466,917
12 多良間村	多良間村	H14.7	H34.6	3,000	10,000	9,980	20	503,214
13 久米島町	久米島町	H16.3	H36.3	5,000	25,000	20,836	20	583,687
合計	24市町村			216,882	2,218,000	957,999	7.7	12,340,955

表11 - 11 廃棄物再生利用施設整備状況

平成16年3月末現在

実施主体	構成市町村	施設規模	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考
リサイクルプラザ						
1 那覇市	那覇市	50 t/8h	1,869,900	H6.2	H7.3	
2 浦添市	浦添市	40 t/5h	3,515,978	H9.11	H11.3	
3 中城村北中城村清掃 事務組合	中城村、北中城村	9 t/5h	5,880,000	H12.12	H15.5	総事業費はごみ処理施設 と一体(防衛施設庁予算)
4 中部北環境施設組合	具志川市、石川市、与那 城町、勝連町、恩納村	57 t/5h	3,163,983	H14.2	H16.3	
小計	9市村	156 t/日	14,429,861			
リサイクルセンター						
1 渡嘉敷村	渡嘉敷村	1 t/日	169,845	H12.9	H14.3	
2 多良間村	多良間村	1 t/日	175,486	H12.9	H14.3	
3 伊江村	伊江村	1 t/日	1,023,000	H14.10	H16.2	総事業費はごみ処理施設 と一体(防衛施設庁予算)
4 久米島町	久米島町	3 t/日	439,517	H15.1	H16.3	
小計	4町村	6 t/日	1,807,848			
ストックヤード						
1 石垣市	石垣市	576 m ²	107,520	H9.11	H10.3	
2 渡嘉敷村	渡嘉敷村	200 m ²	49,936	H10.10	H11.3	
3 糸満市	糸満市	631 m ²	104,749	H11.11	H12.3	
4 島尻消防清掃組合	知念村、玉城村、大里村、東 風平町、具志頭村	612 m ²	145,569	H12.3	H12.8	
5 多良間村	多良間村	234 m ²	54,295	H13.8	H14.3	
6 北大東村	北大東村	150 m ²	46,515	H14.4	H14.8	
小計	10市町村	2,403 m ²	508,584			
合計	23市町村		16,746,293			

表11 - 12 し尿処理施設整備状況

平成16年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (kl/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	平14年度 処理実績 (kl/年)
1 石垣市	石垣市	25	嫌消	80,317	昭46. 6	昭47. 6	8,325
2 名護市	名護市、国頭村(委託)、 東村(委託)、 大宜味村(委託)	40	二段活	115,997	昭47. 8	昭48. 3	10,274
3 東部清掃施設組合	与那原町、西原町、佐敷町	30	嫌消	157,693	昭48. 8	昭49. 1	10,209
4 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	"	579,180	昭49. 9	昭50. 5	4,813
5 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、北谷町	130	"	1,293,000	昭51. 3	昭52. 2	11,427
6 中城村北中城村 清掃事務組合	中城村、北中城村	30	"	429,871	昭52. 2	昭53. 2	6,789
7 中部衛生施設組合	具志川市、嘉手納町、 読谷村、与那城町、 勝連町、浦添市(委託)	80	二段活 (低希釈)	850,345	昭53. 3	昭55. 6	16,732
8 糸満市豊見城村 清掃施設組合	糸満市、豊見城村	65	"	998,496	昭55.12	昭57. 3	10,801
9 伊良部町	伊良部町	10	好気性 (低希釈)	242,000	昭56.1	昭58. 3	1,571
10 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	83,000	昭57.11	昭58. 3	489
11 宮古清掃施設組合	平良市、城辺町、下地 町、上野村	30	好気性 (高負荷)	612,696	昭60. 4	昭61. 3	15,635
12 島尻消防清掃組合	知念村、玉城村、大里村、 具志頭村	30	二段活 (低希釈)	893,464	昭61. 2	昭62. 9	7,000
合 計	30	508		6,336,059			104,065

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

平成15年度末までに県内に設置された浄化槽は、106,741基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は9.0% (9,574基) と依然として低く、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換など、合併処理浄化槽の普及促進が急務となっている。(表11 - 13)

表11 - 13 累積浄化槽設置基数の推移

種別 \ 年度(平成)	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
単独処理浄化槽 (割合)	97,070 (96.3%)	98,568 (95.4%)	98,568 (93.7%)	98,568 (92.2%)	97,167 (91.0%)
合併処理浄化槽 (割合)	3,716 (3.7%)	4,706 (4.6%)	6,677 (6.3%)	8,370 (7.8%)	9,574 (9.0%)
合 計	100,786	103,274	105,245	106,938	106,741

(4) ごみ減量化・リサイクルの促進

平成15年度には、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」および「レジ袋減量部会」を開催し、効果的なネットワークの形成、リサイクルの促進等について協議しました。

また、ごみ減量・リサイクルを広域的に推進するための各種啓発事業（「ごみ減量・リサイクル推進週間」、「環境衛生週間」、「マイ・バッグ・キャンペーン」、「九州各県空きかん等散乱防止統一キャンペーン」）を実施して、県民意識の高揚につとめるとともに、「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」）を開講して、小学生等の環境教育の充実を図っています。

表11 - 14 ごみ減量化推進事業

平成15年度

事業	内容
沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議	沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議開催 レジ袋減量部会開催
ごみ減量・リサイクル推進週間	ラジオ等放送 パネル展 文化環境部長によるリサイクル事業所視察（トリム株、大野産業）
九州各県空きかん等散乱防止統一キャンペーン	知事メッセージ新聞掲載 九州各県統一ポスターの配布、掲示 九州各県統一ラジオCM
環境衛生週間	知事メッセージ新聞掲載 県作成ポスター掲示 ラジオ等広報 パネル展及び相談コーナー設置
マイ・バッグ・キャンペーン	県作成ポスター、スイングPOP掲示、リーフレット配付 ラジオCM 新聞協賛広告 マイ・バッグ配付 パネル展 オリジナルマイ・バッグコンテスト 消費者アンケート
ごみ減量・リサイクル講座	講座開催（12小学校30クラス）

(5) 廃棄物資源化対策事業

沖縄県では、離島における資源廃棄物を本島に搬送する経費のうち、船舶に係る経費を補助することにより、離島の廃棄物の減量化・リサイクルを促進し、最終処分場の有効利用及び環境保全に資することを目的に平成7年度から廃棄物資源化対策事業を実施しています。

表11 - 15 資源化対策事業平成15年度実績

	市町村名	古紙	空き缶	布類	廃家電	合計	事業費	県補助金交付額
		トン	トン	トン				
1	伊江村	2.32	1.18			3.50	192,120	96,000
2	知念村	8.50	4.20			12.70	1,664,400	302,000
3	渡嘉敷村		24.00			24.00	185,760	84,000
4	久米島町		100.00			100.00	14,407,000	638,000
6	石垣市	2612.00	366.00			2978.00	5,250,000	1,324,000
7	竹富町		41.96			41.96	1,018,000	256,000
	合計	2622.82	537.34	0.00	0.00	3160.16	22,717,280	2,700,000

(6) 容器包装リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割(容積比)を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量、リサイクルを促進することを目的としています。

容器包装リサイクル法がスタートした平成9年度以降、ガラスビン、ペットボトルを中心に収集量が増加し、平成13年度には収集量全体で平成9年度の約2倍にあたる2万2千トンがリサイクルされています。

表11 - 16 容器包装廃棄物分別収集実績

(単位: t)

区分	種類	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
特定分別基準適合物	無色ガラス	447	572	772	952	1,309	1,637	2,783
	茶色ガラス	360	478	645	788	1,052	1,277	2,094
	その他ガラス	150	325	696	1,073	1,766	2,288	2,690
	ペットボトル	161	96	309	630	1,673	1,987	3,548
	その他紙	-	-	-	-	32	-	-
	その他プラ	-	-	-	-	-	-	3
小計		1,118	1,471	2,422	3,443	5,832	7,189	11,118
法第2条第6項指定物	スチール缶	9,693	10,104	8,814	9,728	9,863	9,807	11,089
	アルミ缶	568	506	514	507	566	606	1,059
	紙パック	52	81	87	232	247	169	249
	段ボール	-	-	-	2,749	5,697	6,094	7,092
小計		10,313	10,691	9,415	13,216	16,373	16,676	19,489
合計		11,431	12,162	11,837	16,659	22,205	23,865	30,607

特定分別基準適合物: 容器包装の製造事業者、利用事業者が再商品化の義務を負う容器包装(製造事業者等は、容器包装リサイクル協会へ再商品化に係る費用を負担金として支払う)

法第2条第6項指定物 全国的にみて、分別収集した段階で、有価又は無償となるため、製造事業者等が再商品化の義務を負わない容器包装
その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

(7) 家電リサイクル法への対応

平成13年4月1日より施行された家電リサイクル法は、小売業者による収集運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担をとおして、循環型社会の構築をめざすものです。

平成13年度、14年度、15年度に県内の指定引取場所へ搬入された廃家電品の数は、4品目合

計で平成13年度に78,000台、14年度に95,000台、15年度に116,000台であり、全国の引取台数(8,549千台[H13]、10,150千台[H14]、18,462[H15])の約1%に近い回収実績となっています。

(8) ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等のごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日より施行している「ちゅら島環境美化条例」を、県民、事業者、市町村及び県が一体となって着実に推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げております。

平成16年度における主な取り組みは次のとおりです。

ア 推進母体による活動

条例施行時に発足した、県、市町村及び民間団体で構成する条例の推進母体「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議(会長=知事)」は拡充して141団体となり、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃に取り組んでおります。

a 広報啓発活動

・新聞広告、ラジオCM、街頭広報車、ホームページ等による広報

b ちゅら島環境美化全県一斉清掃

・第1回：平成16年8月15日「ゴミゼロ大実戦2004」実施

・第2回：平成17年1月23日実施

イ 環境美化促進モデル地区(条例第10条)

地域住民が市町村と協働して行う、他地域の模範となるような環境美化活動を支援するため、平成16年度に「環境美化促進モデル地区」として3地区を指定し、15年度指定の2地区とあわせ計5地区においてモデル事業を支援しています。

a 平成16年度指定地区

東村・有銘区(活動主体：有銘ちゅら島会)

東村・高江区(活動主体：高江やすらぎの会)

伊良部町(活動主体：ちゅら島環境美化推進連絡会議)

b 平成15年度指定地区

勝連町・浜比嘉島地区(活動主体：浜比嘉をちゅら島にする会)

西原町与那城・安室地区(活動主体：西原町ちゅら町促進協議会)

ウ 環境美化指導員の活動

県民等の環境美化に係る意識の高揚、活動の支援・普及、助言・指導等を担う環境美化指導員を、設置規定(平成15年3月31日沖縄県訓令第40号)に基づき本島中南部に5名配置し、その活動によって各地域の環境美化活動の定着化を図っています。

エ 自発的な活動の促進(条例第12条)

第十一管区海上保安本部海上環境課の提唱の下、主に海岸線の清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成された、沖縄クリーンコーストネットワーク(OCCN)に「まるごと沖縄クリーンビーチ」等の実施の際に必要な支援を行うなど、自発的な活動を促進しています。

3 産業廃棄物に関する対策

(1) 産業廃棄物処理業者の状況

平成15年度末現在の産業廃棄物処理業者は、収集運搬業631業者、処分業（中間処理）134業者、最終処分業24業者、再生利用業者数は4業者となっており、業種別では収集運搬業者が最も多い。

また、保健所別でみると、南部保健所、中部保健所及び中央保健所管内に多く所在している。

表11 - 17 産業廃棄物処理業及び再生利用業者数 (平成15年度末現在)

業の区分 保健所名	産業廃棄物処理業				産業廃棄物再生利用業		
	収集 運搬業	処分業		計	再生 輸送業	再生 活用業	計
		中間処理	最終処分				
北 部	36	7	3	46	2	1	3
中 部	217	41	13	271	0	0	0
中 央	152	18	0	170	0	0	0
南 部	173	48	3	224	0	0	0
宮 古	39	15	2	56	0	1	1
八重山	14	5	3	22	0	0	0
計	631	134	24	789	2	2	4
		158					

(注)再生利用業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、または第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものを言う。

(2) 産業廃棄物処理施設設置状況

廃棄物処理法第15条第1項に基づく許可施設は、平成15年度末現在で132施設あります。その内訳は、脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が102施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が30施設となっています。

また、設置主体別でみると、排出事業者の設置が20施設、産業廃棄物処理業者の設置が112施設となっています。

表11 - 18 産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成15年度末現在)

施設の種類の 設置主体別施設数	設置施設数			処理能力	
	事業者	処理業者	計		
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	13	4	17	2,088 m ³ /日
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	2	2	160 t/日
	廃油の油水分離施設	0	2	2	132 m ³ /日
	焼却施設	0	11	11	
	廃プラスチック類の破碎施設	0	6	6	523 t/日
	がれき類・木くずの破碎施設	0	65	65	24,386 t/日
	シアン化合物の分解施設	1	0	1	0.16 m ³ /日
小 計	14	88	102		
最終 処分 場	管 理 型	6	5	11	2,823,272 m ³
	安 定 型	0	19	19	4,772,539 m ³
	小 計	6	24	30	
合 計	20	112	132		

(注) 1 がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置数を含む。
 2 焼却施設については、許可件数と施設数とは異なる場合もあるが、実際に設置している施設数を休止中も含めて示した。
 3 最終処分場については、埋立が終了していても廃止されていない施設も含めている。また、処理能力は、設置許可時のものを示している。

(3) 不法投棄の防止

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、各保健所においては排出事業者、処理業者及び処理施設等に対する監視・指導を行っている。

また、不法投棄防止のため、県、警察、第11管区海上保安本部、市町村等による合同のパトロールなどを実施し、未然防止に努めている。さらに、県、警察、第11管区海上保安本部、(財)暴力団追放沖縄県民会議、(社)沖縄県建設業協会、(社)沖縄県医師会、及び(社)産業廃棄物協会で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置して、不法投棄防止策の強化を図っている。

さらに、平成15年5月には、警察本部と合同で「美ら島環境クリーン作戦対策本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄事案等に対して、確実な現状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な対応を行っているところである。

(4) 公共関与事業の検討

県内の処理業者が有する産業廃棄物管理型最終処分場は、ここ10数年来、新たな施設の立地がないことからひっ迫してきており、産業廃棄物の適正処理体制の確保が重要な課題となっております。

産業廃棄物処理施設の整備は、排出事業者の処理責任の下に行うことが基本ですが、その立地に対する住民の理解と協力を得ることが厳しい状況になっていることから、公共の関与が求められているところです。

公共関与による処理施設の整備、運営については、排出事業者等の関係団体との合意形成や事業主体の形態、用地、財源の確保など、多くの課題があることから、県においては、これまで、公共関与事業に関する調査研究を行うとともに、平成15年度には、排出事業者や廃棄物処理業者、市町村及び県の関係者から成る「産業廃棄物の適正処理推進に関する研究会」を設置し、現状や課題を踏まえ最終処分場の確保に関する基本的なあり方に関し、一定の合意形成の下、報告書を取りまとめました。

平成16年度には、同研究会の成果を踏まえ、学識経験者、経済界等の関係団体、市町村及び県の関係者で構成する「公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進基本構想検討委員会」を設置し、事業主体や処理施設の規模等の具体的な方策について検討を進め、平成17年2月に同委員会から知事への最終報告を受け、同年3月に「沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想」を策定しました。

県においては、同基本構想を踏まえ、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場を整備するため、今後、立地候補地の選定及び事業主体の設立に向けて取り組んでいくこととしております。

(5) 産業廃棄物に関する税の導入検討

廃棄物の発生を抑制し、循環的利用及び適正処理を推進していくためには、廃棄物問題が通

常の事業活動や日常生活における社会経済活動に伴って生じる廃棄物に起因する課題であることを踏まえて、これまでの廃棄物処理法等に基づく規制手法や普及啓発など自主的取り組みだけでなく、経済的手法による政策手段と組み合わせて、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を変えていくことが不可欠となっております。

こうしたことから、税という手段の活用は、市場メカニズムを通じて経済産業活動を環境負荷の少ないものへと誘導するとともに、生活環境の保全と経済産業活動の両立を目指す有効な手法であると考えられます。

県においては、これまで産業廃棄物税に関する調査研究を行うとともに、平成16年4月に、庁内関係部長で構成する「法定外目的税制度協議会」において、産業廃棄物に関する税の導入について調査、検討を進め、同年9月には「沖縄県産業廃棄物に関する税構想」を公表したところであります。

同年10月には、この構想を踏まえて、学識者で構成する「産業廃棄物に関する税専門家懇話会」を設置し、県民や関係団体から幅広く意見を聴取しつつ、専門的見地から本県に望ましい税制度の構築について調査研究を進め、平成17年3月には、懇話会の検討結果が知事へ報告されました。

県においては、同懇話会の意見報告等を踏まえ、今後、関係者の理解と協力を得ながら、産業廃棄物に関する税の平成18年4月導入に向けて取り組んでいくこととしております。

沖縄県「産業廃棄物に関する税構想」の概要

区分	内容	概要図
目的	産業廃棄物の排出を抑制、産業廃棄物の再生利用の促進及び適正な処理への推進を図るとともに、循環型社会の形成に向けた施策の費用に充てるために課する。	
課税対象	産業廃棄物の最終処分場への搬入	
納税義務者	県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	
課税標準	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量	
税率	最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円	
免税点	なし	
徴収方法	1. 最終処分業者による特別徴収(申告納入) 2. 排出事業者及び中間処理業者による申告納付	
徴収の規模	約3億円程度 (平成12年度沖縄県産業廃棄物実態調査より推計)	
徴収の使途	産業廃棄物の排出抑制・減量化と再生利用の促進及び適正な処理の推進を図るとともに、資源循環型社会の構築に関する施策に係る経費に充てる。	
施行時期及び施行期間	・平成18年4月1日施行(予定) ・施行期間5年を目途とする	

第4節 オイルボールの除去実績

油による漁場汚染の原因は、船舶、石油精製工場における各種装置の操作ミス、沖縄周辺海域を航海するタンカー等のバラスト水、貨物輸送洗浄水、ビルジ、スラッジ等の油性混合物の海洋投棄および座礁船からの流出等が考えられます。

汚染の原因が明確な場合は、その被害について原因者が補償等をするようになりますが、原因者が不明な油の汚染による漁業被害などについては、昭和50年に発足した財団法人「漁業油濁被害救済基金」が被害者への救済金を支給しています。

また、漁場油濁の拡大防止及び清掃に要した費用の支弁についても同様です。その手続きは、図11-4に示すとおりです。

本県におけるオイルボールの除去実績は表11-19～表11-21の通りとなっています。

図11-4 廃油ボール漂着被害発生時の被害救済までの流れ

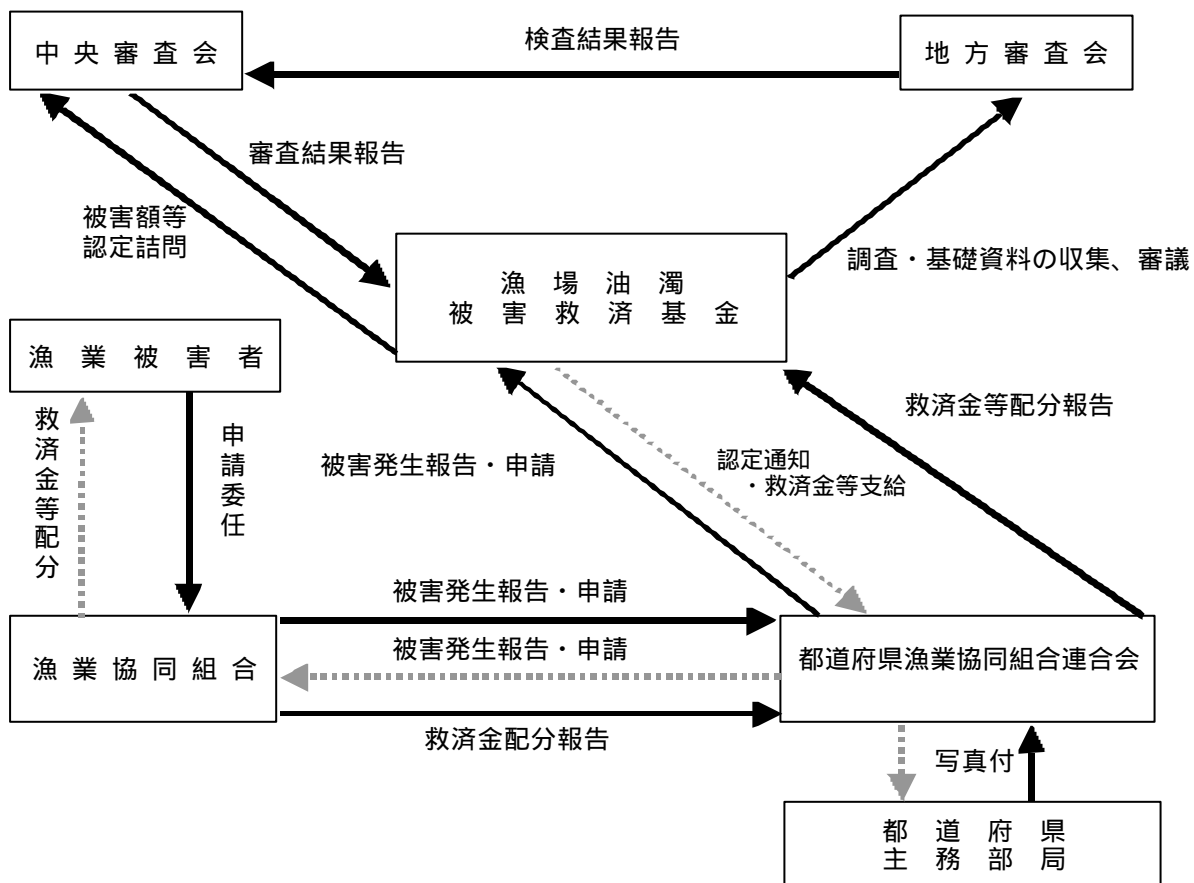


表11-19 漁場油濁被害救済の適用件数及び金額

事項 年度	内 訳	全 国		沖 縄 県				全国 順位
		件数	金 額	件数	(%) 全国比	金 額	(%) 全国比	
51	防除清掃	64	90,854,244	6	9	15,377,255	17	1
	漁業被害	14	172,689,608	0	-	0	-	-
	計	66 (12)	263,543,852	6	9	15,377,255	6	5
52	防除清掃	65	85,425,984	12	18	23,977,029	28	1
	漁業被害	14	73,550,638	1	7	2,056,838	3	2
	計	69 (10)	158,976,622	13	19	26,033,867	16	2
53	防除清掃	94	134,802,385	24	26	46,573,283	35	2
	漁業被害	9	82,823,928	0	-	0	-	-
	計	95 (8)	217,626,313	24	25	46,573,283	21	2
54	防除清掃	79	168,539,598	18	23	39,622,203	24	2
	漁業被害	12	222,699,811	0	-	0	-	-
	計	80 (11)	391,239,409	18	23	39,622,203	10	4
55	防除清掃	56	85,030,883	12	21	37,993,381	45	1
	漁業被害	14	190,865,334	1	7	1,208,514	1	10
	計	63 (7)	275,896,217	13	21	39,201,895	14	2
56	防除清掃	44	92,764,637	6	14	12,511,186	13	2
	漁業被害	17	285,200,829	0	-	0	-	-
	計	54 (7)	377,965,466	6	11	12,511,186	3	2
57	防除清掃	35	118,290,896	8	23	30,431,124	26	2
	漁業被害	8	165,332,544	0	-	0	-	-
	計	40 (3)	283,623,440	8	20	30,431,124	11	4
58	防除清掃	41	129,243,577	14	34	60,431,124	47	1
	漁業被害	6	106,743,428	1	17	1,082,000	1	5
	計	45 (2)	235,987,005	15	33	61,513,124	26	1
59	防除清掃	46	104,318,074	10	22	28,534,325	27	2
	漁業被害	10	64,898,740	0	-	0	-	-
	計	46 (10)	169,216,814	10	22	28,534,325	17	3
60	防除清掃	49	126,869,287	12	24	26,497,700	21	2
	漁業被害	10	305,750,607	0	-	0	-	-
	計	49 (10)	432,619,894	12	24	26,497,700	6	4
61	防除清掃	35	66,276,110	13	37	27,750,740	42	1
	漁業被害	3	27,399,019	0	-	0	-	-
	計	36 (2)	93,675,129	13	36	27,750,740	30	1
62	防除清掃	40	63,449,568	13	33	21,685,808	34	2
	漁業被害	2	39,651,279	0	-	0	-	-
	計	42	103,100,847	13	31	21,685,808	21	2
63	防除清掃	33	72,763,427	8	24	20,142,795	28	2
	漁業被害	6	38,582,460	1	17	1,200,000	3	5
	計	39	111,345,887	9	23	21,342,795	19	2
H1	防除清掃	33	61,297,559	8	24	19,088,496	31	2
	漁業被害	7	79,402,871	0	-	0	-	-
	計	40	140,700,430	8	20	19,088,496	14	3
H2	防除清掃	29	68,932,970	10	34	24,414,563	35	2
	漁業被害	4	69,490,102	0	-	0	-	-
	計	33	138,423,072	10	30	24,414,563	18	3
H3	防除清掃	31	63,072,526	6	19	13,741,271	22	3
	漁業被害	3	61,650,000	0	-	0	-	-
	計	34	124,722,526	6	18	13,741,271	11	3
H4	防除清掃	27	85,989,689	3	11	7,346,249	9	4
	漁業被害	1	13,194,864	0	-	0	-	-
	計	28	99,184,553	3	11	7,346,249	7	4
H5	防除清掃	16	33,004,022	2	13	3,079,238	9	3
	漁業被害	2	7,745,221	0	-	0	-	-
	計	18	40,749,243	2	11	3,079,238	8	4

表11-19 漁場油濁被害救済の適用件数及び金額

事項 年度	内 訳	全 国		沖 縄 県				全国 順位
		件 数	金 額	件 数	(%) 全国比	金 額	(%) 全国比	
H6	防除清掃	15	21,852,660	7	47	12,644,372	58	1
	漁業被害	2	21,137,514	0	-	0	-	-
	計	17	42,990,174	7	41	12,644,372	29	2
H7	防除清掃	24	44,863,877	5	21	8,985,446	20	3
	漁業被害	4	22,707,384	0	-	0	-	-
	計	28	67,571,261	5	18	8,985,446	13	3
H8	防除清掃	17	13,485,641	7	41	7,853,561	58	1
	漁業被害	1	15,026,201	0	-	0	-	-
	計	18	28,511,842	7	39	7,853,561	28	2
H9	防除清掃	19	60,027,333	8	42	12,801,908	21	1
	漁業被害	5	25,270,476	0	-	0	-	-
	計	24	85,297,809	8	33	12,801,908	15	2
H10	防除清掃	10	17,528,210	4	40	6,319,250	36	1
	漁業被害	1	24,628,674	0	-	0	-	-
	計	11	42,156,884	4	37	6,319,250	15	3
H11	防除清掃	13	38,581,963	4	31	3,168,032	8	2
	漁業被害	0	0	0	-	0	-	-
	計	13	38,581,963	4	31	3,168,032	8	2
H12	防除清掃	6	5,767,726	3	50	4,521,891	78	1
	漁業被害	0	0	0	-	0	-	-
	計	6	5,767,726	3	50	4,521,891	78	1
H13	防除清掃	6	1,946,038	2	33	1,390,758	71	1
	漁業被害	1	1,354,270	0	0	0	0	-
	計	7	3,300,308	2	33	1,390,758	42	1
H14	防除清掃	8	11,494,630	1	13	1,705,208	15	3
	漁業被害	0	0	0	0	0	-	-
	計	8	11,494,630	1	13	1,705,208	15	3
H15	防除清掃	16	27,066,910	8	50	17,352,046	64	1
	漁業被害	1	10,898,000	0	0	0	-	-
	計	17 (1)	37,964,910	8	47	17,352,046	46	1
総計	防除清掃	951	1,893,540,424	234	25	535,940,242	28	
	漁業被害	157	2,128,693,802	4	3	5,547,352	0	
	計	1,026 (83)	4,022,234,226	238	23	541,487,594	13	

件数の計の()内の数字は、防除清掃と漁業被害が併発した件数。
資料 財団法人漁場油濁被害救済基金「平成15年度事業報告書」ほか

1. 被害発生状況

(単位 :円)

件数	認定額	漁業被害(4~3月)		防除・清掃(1~12月)	
		件数	認定額	件数	認定額
16	37,964,910	1	10,898,000	16	27,066,910

防除清掃と漁業被害が併発したため。

2. 都道府県別発生状況

(単位 :円)

都道府県	区分	件数	認定額	漁業被害(4~3月)		防除・清掃(1~12月)	
				件数	認定額	件数	認定額
宮城		1	317,280			1	317,280
千葉		1	5,359,234			1	5,359,234
静岡		2	592,601			2	592,601
三重		1	13,247,800	1	10,898,000	1	2,349,800
鹿児島		3	1,095,949			3	1,095,949
沖縄		8	17,352,046			8	17,352,046
		16	37,964,910	1	10,898,000	16	27,066,910

表11-21 平成15年度漁場油濁被害状況一覧表

防除・清掃事業(事業年度 平成15年1月～平成15年12月)

原因	番号	発生年月日	発生水域	加害者と発生原因	申請者	被害状況(漁業種類等)	被害額		紛争状況等	妥結年月日	妥結内容
							種類	金額(円)			
油濁	1	15.1.24～15.2.4	沖縄本島西海岸及び離島地先海岸一帯	不明	羽地漁協 他7漁協	黒色の軟らかいオイルボールが広範囲に大量に漂着、採貝・採藻漁業や各種沿岸漁業に被害のおそれがあり、清掃した。	漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 5,168,843 0 5,168,843	なし	15.5.26	(財)漁場油濁被害救済基金
油濁	2	15.2.19	池間島地先海岸一帯	不明	池間漁協	直径5～10cmの柔らかいオイルボールが油の付いた藻等に漂着、採貝、採藻漁業やモズクヒトエグサに被害の恐れがあったため清掃した。	漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 1,476,874 0 1,476,874	なし	15.5.26	(財)漁場油濁被害救済基金
油濁	3	15.6.10	与那国島地先海岸一帯	不明	与那国町漁協	海岸に柔らかいオイルボールが大量に漂着、車エビ養殖に被害のおそれがあり、また、漁船の上げ下ろしに支障があり清掃した。	漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 4,018,166 0 4,018,166	なし	15.9.8	(財)漁場油濁被害救済基金
油濁	4	15.6.24	石垣島東海岸一帯	不明	八重山漁業協同組合	直径5～10cmの柔らかいオイルボールが海岸一帯に漂着、モズク養殖や刺し網漁業に被害のおそれがあり清掃した。	漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 1,521,867 0 1,521,867	なし	15.12.15	(財)漁場油濁被害救済基金
油濁	5	15.7.8	多良間島南部海岸一帯	不明	多良間村漁業組合	直径3～5cmの柔らかいオイルボールが海岸一帯に漂着、近傍の採貝・採草漁業に被害のおそれがあり、また、漁船の上げ下ろしに支障があり清掃した。	漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 1,212,262 0 1,212,262	なし	15.12.15	(財)漁場油濁被害救済基金
油濁	6	15.7.23	与那国島地先海岸一帯	不明	与那国町漁協	海岸に柔らかいオイルボールが大量に漂着、車エビ養殖に被害のおそれがあり、また、漁船の上げ下ろしに支障があり清掃した。	漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 1,591,521 0 1,591,521	なし	15.12.15	(財)漁場油濁被害救済基金
油濁	7	15.8.2	池間島地先海岸一帯	不明	池間漁協	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、採貝・採草漁業に被害のおそれがあり清掃した。	漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 1,423,743 0 1,423,743	なし	15.12.15	(財)漁場油濁被害救済基金
油濁	8	15.12.1	本部町備瀬～新里～具志堅	不明	本部漁協	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、モズク、ヒトエグサに被害のおそれがあり、また、漁船の上げ下ろしに支障があり清掃した。	漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 938,770 0 938,770	なし	16.3.22	(財)漁場油濁被害救済基金
合計							漁業 漁船漁具 防除費用 その他 計	0 0 17,352,046 0 17,352,046	-	-	-

(財)漁場油濁被害救済基金「平成15年度事業報告書」